

会 議 録

1 会議名

平成29年度 第9回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 雁木整備事業補助金制度の改善について（回答）（公開）
- (2) 自主的審議事項 上越地域医療センター病院の改築について（公開）

3 開催日時

平成29年11月1日（水）午後6時26分から午後7時37分まで

4 開催場所

高田公園オーレンプラザ 会議室

5 傍聴人の数

6人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：西山要耕（会長）、高野恒男（副会長）、吉田昌和（副会長）、
青山捷一、飯塚よし子、浦壁澄子、大滝利彦、小川善司、北川 拓、
佐藤三郎、杉本敏宏、高橋浩輔、松矢孝一、宮崎 陽、山中洋子、
山本信義、吉田隆雄
- ・ 文化振興課：山本課長、大友副課長、小池係長
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、槇島係長、小林主事

8 発言の内容

【槇島係長】

- ・ 小竹委員、小林委員、澁市委員を除く17名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第8条1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【西山会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：吉田副会長、佐藤委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料により説明。

【西山会長】

「議題等の確認」について、質疑を求めるがなし。

—雁木整備事業補助金制度の改善について（回答）—

【西山会長】

次第3報告（1）「雁木整備事業補助金制度の改善について（回答）」に入る。

市文化振興課に説明を求める。

【文化振興課】

資料No.1により説明。

【西山会長】

文化振興課の説明について質疑を求める。

【宮崎委員】

協定を結んでいない地区でも雁木を大事にしている方がいることから、全員が対象になるようにと意見書を出した。しかし、そこを変更することは考えていないとある、何を考えているのか。

また、住宅リフォーム制度で十分まかなえると説明があったが、雁木補助金の上限額40万円に対し、住宅リフォーム制度は上限額が10万円、金額が全く異なる。協定がない地区の商店の雁木の場合でも、商店リフォーム制度で20万円。雁木補助金は、論外なほど優遇されている。

こういった点で、この回答には納得できない。

【山本委員】

この制度が始まったのはいつか。

【山本課長】

平成16年度に開始し、その年は交付申請が1件あった。その後、毎年申請がある。

【山本委員】

私もこの回答は受けることはできない、内容を直して再度回答してほしいと考えている。

本日、観光振興課が来ていれば説明の切り口も少し変わっていたかもしれない。市は、日本一の雁木ということ、一番か二番の観光の目玉として扱ってきたと思う。

この補助金は古い制度、それが10年以上経ってようやく検討が始められた。その間も市民から制度の欠陥について意見が寄せられたと思うが、10年間何もしてこなかったのかどうか。これまで行われた検討状況と今後進めることを、この回答書に記載しなければならないと思う。

このようにあいまいに書けば、委員は喜ぶだろう、納得するだろう、我慢するだろうという程度の文書にしか見えず、回答書とは言えない。

特に最後の4行については、過去の経過や反省、今後の道筋を明確に打ち出してほしい。それがない回答書は、我々の意見書に対する「だまし」だと思うので、書き直して再度出してほしい。

【山本課長】

この回答に当たっては、庁内で十分に協議している。

これまでの検討経過について、資料は持ち合わせていないが、今後は実際に取り組まれる町内会長に現状と制度を説明し、意見を求めたい。

春に行われた現況調査では、指定していない地域と比べ指定地域の方が雁木が多く残っており、減少率は少ない。

【山本委員】

回答書はこのあとずっと残っていくので、出し直しを。それを見て、再度考えを整理したい。

【松矢委員】

私もこの回答にはとても不満。

皆さんは現実を見ていない。少しはまちを歩いて見たか。雁木はどんどん歯抜けになっている、そのような人たちを助けたいと、意見書を提出した。

雁木が連たんしていることは理想だが、現実はそうは行かず、家が壊され駐車場に

なったり地主がいなくなったりして雁木が歯抜けになっている。しかし残っている家の方は、雁木を守っていこうという気持ちを持つ方がとても多い。そのような方たちを助けたいという気持ちで意見書を提出しているので、現実をもっと見つめてほしい。

一枚目の最後に要件の緩和を検討するとあるが、これはどの程度のことを考えているか、そのような方たちを助けようという気持ちで書いているか、真意を確認したい。

【山本課長】

減少傾向にある雁木をこれ以上失ってはいけない、守っていくべきだという思いは、市も皆さんと同じ。

地域指定により、地域が意識を共有し、組織として守っていこうという意思決定をすることも大切だと思う。

【松矢委員】

不満だが、これ以上言っても仕方がない。

【山本課長】

要件緩和については、これまでは原則全員の同意だったものを、連絡がつかない不在地主、駐車場や空き家など歯抜けになっている所などは地域協定の対象から除き、現在住んでいる方に働きかけていただき、組織として意識を共有してもらいたい。

【松矢委員】

わかった。とにかく現状をよく見て、前向きに検討を。

【山本課長】

地域指定がある所、ない所、どちらの町内会長にも聞き取りを行ったところ、要望もあり、いろいろな問題もあったことから、町内会長から制度を理解していただいた上で意見をいただくことが大事だと思う。このことから、1月にも関係29町内会の会長へ説明し、意見をいただく機会を設けていきたい。

【杉本委員】

そもそもこれは、協定がない地域で雁木を残すにはどうしたらよいかということだった。この文書ではそのような人は、市の住宅リフォーム制度を利用しなさいとしか読めない。この補助制度ではそのような人は放り投げる、どうにでもなれと言

っているとしたか取れない。

協定がない所で雁木が減っていくことを抑えることが、一番重要。この回答文書にはその対策が一つもなく、住宅リフォーム制度と書かれているだけ。非常に不満で、読んだ時に、本当に雁木を残そうとしているのかと思った。

1月に町内会長に集まってもらうということだが、町内会長をしている自分の町内は協定がなく、今さら地域のみなさんを回って協定を結ぶことはできないだろうと感じる。

だから協定がないところでも、きちんと雁木を残せるような仕組み、補助制度の在り方を考えてもらいたいということがあの意見書の内容だったが、それが抜けている。その回答を入れてほしい。

【山本課長】

協定がない所の町内会長から意見や悩みを聞き、議論しながら、協定を作ってもらえるように頑張りたい。聞き取りをした中では、協定を考えているという町内会長もあったことから、協定を作ろうという町内会が全くないというわけではない。

個人個人を補助することとなると、これまでの地域協定に基づく取組が崩れてしまい、その影響により雁木をさらに失ってしまう可能性もある。町内会長の意見も聞きながら対応していきたい。

【松矢委員】

今の説明はおかしいと思う。地域協議会が意見を出したのに、その意見は聴かずに町内会長の意見を聴くと。町内会長の意見を重視し、地域協議会の意見は軽視すると受け取れる。真意は。

【山本課長】

地域協議会の意見を踏まえ、この制度を有効利用する方法を考えるにあたっての話であり、軽視ではない。誤解を招く説明をし、申し訳ない。

【西山会長】

回答には、要件の緩和を検討すると書かれている。町内会長と話し合い検討した結果は、地域協議会へ報告があると思っているが、それでよいか。

【山本課長】

検討してまいりたいと書いたとおり、これが結論ではない。あらためて、報告に来

たい。

【西山会長】

地域協議会へ、検討結果を報告することをお願いしたい。

【小川委員】

雁木がある所に住んでおり、平成16年、この補助制度ができた時に個人的に近所を回り、地域指定を受けた。また隣の町内も自分が回り、地域指定の区域にしてもらった。反対側の町内は会長が動かなかったことから、自分が回り地域指定を受け、雁木を作ってもらった。

当初と現在で、この地域指定を受けるための条件は難しくなっているか、変わらないか。

【山本課長】

変わっていない。

ただ、ここに要件を緩和と書いたように、不在地主、所有者と連絡が取れない場合、既に雁木がない駐車場や空き地など居住していない場合は、地域協定の対象から除き、協定を結びやすいようにしていきたいと考えている。

今回、皆さんからいただいた意見を踏まえ検討を進めていきたい。

【西山会長】

今後、検討結果が出たり進展があったりした時に、報告をお願いすることでどうか。

【山本委員】

委員からは不満の意見が出されていることから、回答文書を作り直してほしい。この回答文書は受け入れかねる。

【西山会長】

必ずしも、意見書に書いたことが全て通る内容で回答がくるものではない。市はすべて受け入れなければならないものではなく、ときには受け入れられないという回答がある場合もある。このことは、これまで何度も説明を受けている。

回答文書はきちんと受け付けている。今回はこれで終わりとするのではなく、今後検討し、その結果を地域協議会へ報告するという事だった。

回答文書を受け取らず作り直すようにということが出来るか、センターへ確認を

求める。

【佐藤センター長】

制度上、想定していない。

【西山会長】

回答文書を出し直してもらうのではなく、回答に対し再度自主的審議し意見書を市長へ提出することは制度上できる。回答文書を受け入れられないとして受け取らないということは、できない。回答文書は一度受け付けた上で、再度自主的審議となる。

回答文書を受け付けることについて、了解を求める。

【山本委員】

了解しかねる。

【西山会長】

受け付けることについて、採決してよいか。

【松矢委員】

それはどうか。もし受け付けないことになった場合はこれを返すのか。

【西山会長】

それはできない。

【松矢委員】

すると、採決は意味がない。

内容が不十分だから、先ほど口頭で回答があった内容を盛り込んだものを追加でいただければよい。

【高野副会長】

いったんこれを受け付け、これに対し、再度意見書を提出することでどうか。

【松矢委員】

回答が出たので、それに対して再度。

【高野副会長】

これを受け入れられない、ではなく。

【西山会長】

返事は返事として受け取り。

【松矢委員】

内容が不十分だから、この点について考えを示すようにと。

【西山会長】

また、意見書として。

【松矢委員】

いや、意見書はもう提出した。今、会議で出た意見に対し、回答を。

【杉本委員】

文書もなく、回答を求めるのは難しい。こちらから、回答は不十分でありこのような意見があるという意見書を提出し、それに対し回答してもらうのがよい。

【松矢委員】

その方が回答しやすい。

【西山会長】

回答文書は受け入れ、地域協議会として再度検討し必要により再度意見書を提出し、それに対し市から回答や報告を受けることを諮り、委員全員の了承を得る。

【小川委員】

今でも、町内会長ではなく個人が回り同意をもらい、町内会長へ報告する方法で地域指定を受けることは可能か。

【山本課長】

代表がいて一定の区域内でまとめ、地域協定の基準が整えば可能。

【小川委員】

私がした頃と条件が変わっていない、了解した。

上限額が1件40万円とある。当初は1メートルあたり11万円余りだった。できれば以前の上限額に戻してもらえば、雁木が長く途切れたところがつながるので、要望する。

【西山会長】

意見書に対する市からの回答は、受け付けた。地域協議会で検討しこれに対して意見があれば、意見書として再度提出し回答、説明を受けることとしたい。

【吉田委員】

歩いて見ると、仲町から北本町までは、西側は連たんしており段差もない。かつて、

西側をきれいにするために、町内会かどちらかが何か方策を取ったことはあるか。

【山本会長】

情報がなく、すぐには答えかねる。町内会長や地域の方と話す機会もあるので、意見として伺っておきたい。

【西山会長】

今の質問への回答は、後日文書で願います。

—自主的審議事項 上越地域医療センター病院の改築について—

【西山会長】

次第4議題（1）「自主的審議事項 上越地域医療センター病院の改築について」に入る。

前回の会議で、意見書に記載する内容の整理を行い、その内容で市長へ意見書を提出すること、意見書案を正副会長が作成することが決まった。

このことからいただいた意見を整理したうえで、正副会長にて意見書のたたき台を作成したものを一度委員の皆さんに送り、再度意見をお願いした。

委員からの意見を踏まえ、当日配布資料No.1のとおり意見書案を修正した。本日は、この意見書案について、審議を行う。

センター病院の基本構想策定委員会の会議日程上、本日内容を決めすぐに提出したいので、理解を。

これについて意見を求める。

【杉本委員】

前に青山委員から、意見書では現在地に建て替えることを強調してほしいという意見があった。私が提出した修正案には、そのことを「記」のあとの一行目に入れた。そのような形で、最初に「現在地に建て替えてほしい」という今回の意見書の趣旨を明記する必要があると思うし、そうしてほしい。

【西山会長】

その修正案をいただいたことから、「記」の前の前文に「上越地域医療センター病院は現在地において改築し、引き続き地域住民とともに歩むよう提案します。」と入

れて強調したが、いかがか。

【杉本委員】

前文がよいか、「記」の次がよいかということだと思うが、前文は手続き的な前書きのような所だから、「記」の冒頭にこうしてほしいということを入れた方が体裁としてもよいと感じる。

【西山会長】

前回の会議で、序文に入れる内容、中心に入れる内容、終わりに入れる内容を協議し了解いただいた内容どおり、「記」の下には歴史的背景やこれまでの経緯を序文として入れて組み立てた。

どうしても駄目なら、ここで修正する。今日ここで完成させてほしい。

たたき台を委員に送付し意見を求めたところ、宮崎委員、杉本委員、澁市委員から（現在地で建て替えることを強調するよう）意見をいただいたので、「記」より前、前文に記載したらよいのではないかと、このように作ったもの。

【高野副会長】

最初に書かれていて、最後にもう一度書かれている。最初と最後にきちんと書いているので、私はこれでよいと思う。いかがか。

【青山委員】

冒頭に言いたいことをまず載せており、インパクトが強く、これでよいと思う。杉本委員、いかがか。

【杉本委員】

よいです。これでどうぞ。

【松矢委員】

文書の形としては、杉本委員の案の方がよい。やはり前文は枕詞なので、「記」のあとにまず趣旨を書く方がインパクトがある。

【高野副会長】

それならこのままでよいのではないか、最初にどんと記載され、インパクトが強い。

【松矢委員】

だから、杉本委員の案の方がよい。

【大滝委員】

私も同じ。

【小川委員】

澁市委員が書いた文章は、非常に論理的で、かなり細かいところまで裏付けを取って書いており、現在地において改築することもきちんと書かれている。非常にまとまりがよいと思う。

【西山会長】

澁市委員の意見については、その内容がこの意見書案にきちんと含まれていることを確認してある。澁市委員などの意見を見ていないわけではなく、見た結果三役でこの内容に修正したもの。

意見書は3枚、4枚の長文ではなく、要点を整理しきちんと記載して出すもの。澁市委員の意見も良いのだが、同じことが2、3度出てくる所もあり、整理した。

【小川委員】

整理したのが、この意見書案か。

【西山会長】

そのとおり。いただいた全ての意見を整理し、皆さん全ての意見を入れた内容で提出したいと、三役から今日この意見書案を提示したもの。

【小川委員】

まだ照らし合わせしていない。

【山中委員】

私は、これでとてもよくまとまっていると思う。

【山本委員】

これだけたくさんの意見が出されているのだから、会議前にいただかないといけない。これを早めにいただければ、もっと意見を出しやすかったという気がする。

【西山会長】

要望としていただき、今後、対応していきたい。

【山本委員】

時間のないときは仕方がないが。

【西山会長】

杉本委員、提案者としていかがか。

【杉本委員】

こだわるわけではない。この意見書案が駄目だと言っているわけではない。

【西山会長】

この内容でよいという意見があったので、採決することを諮り、委員全員の了承を得る。

当日配布資料No.1の意見書案のとおり市長へ提出することを諮り、賛成15名、反対なしにより、提出することに決する。

この意見書案のとおり市長へ提出することを確認し、委員全員の了解を得る。

日にちがないのですぐに手続きをとり、市長へ意見書を提出したい。

山本委員からの意見は、今後注意したい。

—高田公園周辺の雨水排水対策について—

高田公園周辺の雨水排水対策について、前回会議で自主的審議事項とすることが決定した。そこで、もう一度市から説明を聞いてはどうかという意見をいただいたことから、センターを通じ市担当課と調整した。

担当課では、最初の説明と視察で話したことの繰り返しになる、逆に委員が求めていることに対してきちんと説明ができるように、別の視点で話を聞きたい、このようなことを中心に話してほしい、というような意見をいただきたいということだった。

そこで、質問や意見がある委員はファックス等でいただき、それについて担当課から説明してもらうように進めたい。いかがか。

【杉本委員】

文書でも出すが、この間の台風21号では6月のときより関川水位が1メートルぐらい上がり北城町4丁目あたりがかなり浸水した。そのことも含め、台風21号の状況をどれだけ把握し、これまで考えていたことと今回の状況を見て、どのように考えたのかというあたりを詳しく説明してもらえるとよい。

【青山委員】

高田公園周辺だけでなく、今回の北城町4丁目の件なども質問してよいか。

【西山会長】

質問してよい。

- ・提出期限 11月8日(水)正午
- ・質問ない場合 提出不要

—事務連絡—

【西山会長】

「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

- ・協議会等日程 11月20日(月)午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ
12月18日(月)午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ
1月15日(月)午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ
- ・配布資料

地域教育往来

市議会と地域協議会の合同体験講座についてのチラシ

【西山会長】

事務局の説明について質疑を求めるがなし。

- ・11月21日午後に地域協議会会長会議が開催されるので出席する
- ・次年度の地域活動支援事業の改善点等の説明が見込まれる
- ・会議内容は改めて報告する

他に質疑を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。